

倉敷市移住支援金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、東京圏から本市に転入した者であって、中小企業等への就職、起業等をしたものに対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することにより、東京圏から本市への移住の促進及び本市における就労者の確保を図り、もって本市の人口減少の抑制と地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 移住支援金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、過疎地域等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を含む市町村、同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村に指定された区域を含む市町村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域に指定された区域を含む市町村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域に指定された区域を含む市町村及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島を区域の全部とする市町村であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市でないものの区域をいう。）を除いた区域をいう。
- (2) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。
- (3) マッチングサイト 岡山県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年6月5日制定）に基づき、地域の企業の幅広い求人情報の提供を支援するため、岡山県が運営するインターネット上の求人特集ページをいう。
- (4) 中小企業等 岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。
- (5) 専門人材 内閣府が定める地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）

交付要綱（令和2年1月30日施行）の規定による補助金の交付に係る地域企業の成長に真に必要な人材として認められた者又は岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）に規定するプロフェッショナル人材をいう。

(6) テレワーク 情報通信技術を利用することによって、その所属する企業、団体等の事務所、事業所等以外の場所において就労する勤務形態をいう。

(7) 関係人口 本市と継続的な関わりを有する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 出生から転入の日の前日までの間において、本市に住所を有した期間の合計が5年以上である者

イ 転入の日前5年間に於いて、倉敷・流域お試し住宅事業実施要綱（平成27年10月15日制定）の規定により倉敷・流域お試し住宅を利用した者又は児島・下津井「暮らし&テレワーク体験」施設事業実施要綱（令和5年1月12日制定）の規定によりせとうち古民家お試し住宅を利用した者

ウ 転入の日前5年間に於いて、倉敷市移住等希望者支援交通費補助金交付要綱（令和3年倉敷市告示第328号）第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者又は当該交付決定に当たり、同要綱第5条第1項の同居する移住等希望者に該当した者

エ 転入の日前1年間に於いて、継続して暮らしき移住宣伝大使等設置要綱（令和3年7月27日施行）第2条に規定する暮らしき移住宣伝大使又は暮らしき移住PRメンバーである者

オ 転入の日前1年間に於いて、継続して東京倉敷ふるさと会会則（平成18年11月16日施行）に規定する東京倉敷ふるさと会の会員である者

(8) 移住支援事業 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定により岡山県と県内市町村が共同で作成した東京23区からのI J Uターン就職支援及び地域課題解決型起業支援による地域再生計画（平成31年3月29日認定）に基づき、東京圏から県内に移住するとともに、就職又は起業する者等に対し、移住先の県内市町村が移住支援金を支給する事業をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入の日前10年間において、次に掲げる期間の合計が5年以上となる者であること。
- ア 特別区（地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいう。以下この号及び次号において同じ。）の区域に住所を有した期間
 - イ 東京圏（特別区の区域を除く。）に住所を有し、特別区の区域に所在する勤務地において就労（被用者としての就労の場合は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者としての就労に限る。ウにおいて同じ。）した期間
 - ウ 東京圏（特別区の区域を除く。）に住所を有し、特別区の区域に所在する大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、高等専門学校及び専門学校をいう。以下このウにおいて同じ。）に通学した期間（当該大学等を卒業又は退学した後特別区の区域に所在する勤務地において就労した場合に限る。）
- (2) 転入の日の前日において東京圏に住所を有する者であって、次のいずれかの要件を満たすものであること。
- ア 転入の日前1年間において、連続して特別区の区域に住所を有していること。
 - イ 転入の日前1年3月間において、前号イに規定する期間（転入の日前1年間に同号ウに規定する期間がある場合は、当該期間を含む。以下この号において「東京圏在住特別区通勤等の期間」という。）が1年以上であり、かつ、当該東京圏在住特別区通勤等の期間の初日から転入の日の前日までの間において、東京圏以外の区域に住所を有していないこと。
 - ウ 転入の日前1年間において、特別区の区域に住所を有した期間又は東京圏在住特別区通勤等の期間以外の期間がないこと。
- (3) 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- ア 第5条に規定する移住支援金の交付申請の日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入した者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - ウ 市税の滞納がないこと。

エ 倉敷市テレワーク移住支援補助金交付要綱（令和3年倉敷市告示第165号）に規定する移住支援補助金又は移住支援事業に基づく移住支援金若しくは他の団体からの同種の移住に関する支援金等の交付を受けていないこと。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

（ア） 日本国籍を有する者であること。

（イ） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第4条第1項の規定により特別永住者としての許可を受けた者であること。

（4） 転入に伴い、東京圏以外の区域に所在する勤務地において就労し、又はテレワークにより就労している者であって、当該就労の状況が次のいずれかに該当するものであること。

ア 中小企業等に就職した場合 転入に伴い、東京圏以外の区域に所在する勤務地において就労している者であって、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（ア） 中小企業等の求人情報に対する応募の日が、当該求人情報がマッチングサイトに掲載された日以後であること。

（イ） 3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める中小企業等での就労でないこと。

（ウ） 申請日において、雇用保険法の被保険者としての就労（週20時間以上のものであって、中小企業等との間で締結した無期雇用契約に基づくものに限る。）を3月以上継続しており、かつ、申請日から当該就労を5年以上継続する意思を有していること。

（エ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材として就職した場合 転入に伴い、東京圏以外の区域に所在する勤務地において就労している者であって、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（ア） 目的達成等による離職が予定されているものでないこと。

（イ） ア（ウ）及び（エ）の要件を満たしていること。

ウ テレワークによる就労の場合 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（ア） 事業主からの命令、指示等によるものでなく、自己の意思によりテレワークによる就労を開始したものであること。

(イ) 転入後の住所を生活の本拠とし、転入の前からの事業主の業務に引き続き従事するものであること。

(ウ) 法人の代表者若しくは役員等又は個人事業主としての就労でないこと。

(エ) テレワークによる就労の開始に当たり、事業主（地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日府地創第34号）に規定する地方創生テレワーク交付金を活用した地方公共団体の補助事業によるテレワークの推進に係る補助金等の交付を受けた者に限る。）から転居費用その他の援助を受けていないこと。

(オ) 事業主が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する風俗営業者でないこと。

(カ) 事業主の代表者又はその役員が前号イの要件を満たしていること。

エ 起業した場合 岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領（平成31年3月26日制定）に規定する起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(5) 2人以上の世帯として移住支援金の交付を受けようとする場合は、申請者（移住支援金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。）以外の世帯員について次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 転入の日の前日までの住所において申請者と同一世帯に属しており、かつ、申請日においても申請者と同一世帯に属していること。

イ 第3号イからエまでに規定する要件を満たしていること。

ウ 申請日において、転入した日から3月が経過し、かつ、1年が経過していないこと。

(6) 市長が移住支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

2 次の各号のいずれかの要件に該当する関係人口については、前項第4号の規定は、適用しない。

(1) 転入に伴い、岡山県の区域内に所在する勤務地において就労している者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 申請日において、雇用保険法の被保険者としての就労（週20時間以上のものであって、主たる事務所が東京圏以外の区域に所在する事業主との間で締結した無期雇用契約（主たる事務所が東京圏の区域に所在する事業主との間で、勤務地を東京圏以外の区域として締結した無期雇用契約を含む。）に基づくものに限る。）を3月以上継続して

おり、かつ、申請日から当該就労を5年以上継続する意思を有していること。

イ 就労先の法人が国、地方公共団体又は独立行政法人でないこと。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

エ 事業主が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する風俗営業者でないこと。

オ 事業主の代表者又はその役員が前項第3号イの要件を満たしていること。

カ 申請日が、就労を開始した日から1年以内であること。

(2) 転入に伴い、新たに起業した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 主たる事務所が岡山県の区域内に所在していること。

イ 当該起業に当たり、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業（岡山県内で実施するものに限る。第5条第7号において「特定創業支援等事業」という。）による支援を受けていること。

ウ 起業に係る事業について、申請日から5年以上継続する意思を有していること。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する風俗営業者に該当する者でないこと。

オ 起業に係る事業が、宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。

カ 申請日が、起業した日から1年以内であること。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 単身の世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(3) 18歳未満の世帯員を2名以上帯同して移住する場合は、2人目以降の18歳未満の者一人につき30万円を加算する。ただし、加算対象の基準は、次条で定める申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であることとする。

2 この要綱による移住支援金の交付は、一の世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、転入の日から3月が経過した日から転入の日から1年が経過する日までの

間に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真付きのもの
- (2) 世帯全員の転入後の住民票の写し
- (3) 転入の日の前日まで住所を有していた市区町村が発行した住民票の除票その他の転入の日の前日までの住所及び同住所における居住の期間が確認できる書類
- (4) 在学証明書その他の第3条第1項第1号ウに規定する期間を証する書類（当該期間を含めることにより同号又は同項第2号に規定する要件を満たすこととなる場合に限る。）
- (5) 第3条第1項第4号ア若しくはイの就職に係る就業証明書若しくは同号ウのテレワークに係る就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書（同条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）
- (6) 第3条第2項第1号の就労に係る就業証明書（同号の規定により移住支援金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (7) 第3条第2項第2号の起業に係る次に掲げる書類（同号の規定により移住支援金の交付を受けようとする場合に限る。）
 - ア 事業計画書
 - イ 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する書類
 - ウ 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出の写し又は履歴事項全部証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、移住支援金の交付の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付等）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長に所定の請求書により移住支援金の交付の請求をし、市長は、これに基づき移住支援金を支払うものとする。

（報告）

第8条 市長は、第1条第1項に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた交付決定者は、これに協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の定めるところにより移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、災害、傷病、就労していた中小企業等の廃業等その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽り又は不正な手段により移住支援金の交付決定を受けたとき 全部

(2) 申請日から3年を経過する日の前日までの間に県外へ転出（研修その他の就労上の事情による転出であって、転出から1年以内に再度本市に転入することが確実であると認められる場合を除く。第6号において同じ。）したとき 全部

(3) 申請日から1年を経過する日までの間に第5条第5号の就業証明書（第3条第1項第4号アの就職に係るものに限る。）に係る中小企業等を退職したとき 全部

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき 全部

(5) 申請日から1年を経過する日まで第5条第6号の就業証明書に係る就労又は同条第7号の書類に係る事業を継続できず、かつ、申請日から2年を経過する日までの間における第3条第2項第1号アからウまで及びオからキまでの要件を満たす就労（転入後に開始したものであって、勤務地が岡山県の区域内に所在するものに限る。）又は同項第2号アからオまでの要件を満たす事業（転入後新たに起業したものに限り。）の継続の期間の合計が1年に満たないとき 全部

(6) 第2号に規定する期間経過後、申請日から5年を経過する日までの間に県外へ転出したとき 2分の1

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第3号の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に交付申請のあったものについて適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に本市に転入した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に本市に転入した者に対する移住支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年1月1日以後に本市に転入した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に本市に転入した者に対する移住支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に本市に転入した者に対する移住支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の倉敷市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものについて適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。